

1 件名

石巻市発注工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

中東情勢の変化により、ナフサを由来とする建設資材の価格高騰や納期遅延が生じている状況であることから、国土交通省及び宮城県の発注工事においては、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備するため、ナフサを由来とする建設資材の代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用を導入している。

本市発注工事においても、中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた対応を行う必要が生じている。

【目的】

ナフサを由来とする建設資材の調達について、国土交通省及び宮城県に準じた運用を本市発注の工事に導入し、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：□有 ☒無】

【総合計画の位置付け：□有 ☒無】

【個別計画の位置付け：□有 ☒無】

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 8 年 6 月 1 6 日 国土交通省において建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用を開始
7 月 1 日 宮城県において国土交通省と同様の設計変更に関する運用を開始

5 主な内容

【対象工事】

請負金額が 2 0 0 万円を超え、特記仕様書に本運用の対象であることが明示されている本市発注の建設工事を対象とし、施工中の既契約工事も本運用の対象に含めるものとする。

【運用の内容】

本市発注の工事におけるナフサ由来の建設資材の調達について、以下の運用を行うもの。

- (1) 代替資材の使用を可能とし、代替資材を使用する場合、購入価格について設計変更を行う。
- (2) 設計図書どおりの資材を使用するにあたり、流通経路を見直した場合、購入価格及び運搬費について設計変更を行う。
- (3) 設計図書どおりの資材を通常より高い価格で調達した場合、購入価格について設計変更を行う。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

地域の守り手として公共インフラを支える建設業者が、安心して施工・受注できる環境が整備される。

【市財政への負担】

予算に不足が見込まれる場合は、補正予算により対応する。

7 他の自治体の政策との比較検討

宮城県内では、仙台市が令和8年7月1日から同様の運用を開始しているものの、その他の自治体については実施していない。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年8月下旬 ホームページで周知
9月1日 運用開始

9 その他

石巻市発注工事における中東情勢の変化による 建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用について

1 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容に設計変更する運用を導入し、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備します。

2 対象工事

請負金額が 200 万円を超え、特記仕様書に本運用の対象であることが明示されている本市発注の建設工事

3 適用

本運用は、令和 8 年 9 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用します。なお、令和 8 年 8 月 31 日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が調ったものから適用します。

4 対象材料

ナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」とします。）

なお、調達検討資材については、受発注者による協議により決定します。

5 対象条件

追加で経費（以下、「別途調達経費」とします。）が必要となった、以下のケースを対象とします。なお、これによりがたい事態が発生した場合は、受発注者間の協議により決定します。

ケース（１） 調達検討資材の代替資材を調達した場合



ケース（２）調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合



ケース（３）調達検討資材を通常より高い価格で調達した場合



6 設計変更時期

本運用に基づく設計変更は、随時又は精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うこととします。

なお、対象外となる材料において単品スライド条項を適用する場合は、本運用に基づく設計変更契約額を確定した後に行うこととします。

7 設計変更までの流れ

（１）特記仕様書への記載

- ・特記仕様書に別添１のとおり本運用の対象である旨を記載しております。
- ・既に入札公告済や指名通知済又は契約済の工事については、受注者に対して打合せ簿により、同様の内容を周知し設計変更時に追加します。

（２）受発注者間の協議及び確認

- ・調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合は、対象材料等について、購入する前に受注者が書面により協議をするものとします。
- ・代替資材の調達を行う場合は、カタログ等により、設計図書で求める機能や品質等を満足していることを確認することとします。

(3) 証明書類の提出及び差額の算出

- ・受注者から提出された本工事で使用した調達検討資材すべての証明書類（実際の取引伝票等）を基に、調達資材の設計額と実際の購入価格の差額を算出します。
- ・設計額は、工事請負契約締結後における単価適用年月変更時の単価を基に算出します。なお、全体もしくはインフレスライドを適用している場合はその基準日の単価を基に算出します。
- ・差額の算出にあたっては、別添2を参考にしてください。

(4) 別途調達経費の計上

- ・精算変更時に、差額を「中東情勢に伴う別途調達経費」という名称で直接工事費に計上し、すべての間接費の対象とします。

8 対象数量について

- ・対象数量は、証明書類に記載された数量とします。ただし、ロス分を含めた設計数量を上限とします。
- ・設計図書等に設計数量やロス率が明示されていない資材については、受発注者間で合意した換算値や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して決定します。
- ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とします。

9 その他留意事項

- ・実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて受注者に追加資料を求め、その妥当性を確認することとします。
- ・本運用に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外となるため、重複している資材がないか十分確認してください。
- ・設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこととします。

特記事項（別添1）

項 目	内 容
1 追加事項1 暴力団等の排除について	(1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。 (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。 (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。 (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。 (5) 受注者は、(4)により警察へ通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。 (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。 (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。 (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。
2 追加事項2 主任技術者の兼務について	(1) 配置予定の技術者の雇用関係及び専任期間等については、監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）に基づき適正に配置することとし、兼務できる工事の数は専任が必要な工事を含む場合は2件までとする。
3 追加事項3 現場代理人の兼務について	(1) 石巻市工事請負契約約款第10条第3項に基づき、発注者が認めた場合には工事現場における常駐を要しないこととし、石巻市が発注する複数工事の現場代理人の兼務を認め、兼務できる工事の件数は2件までとする。ただし、建設業法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。
4 追加事項4 建設業退職金共済制度について	(1) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書の写しを請負契約締結後1ヶ月以内に発注者に、また、工事完成時には履行状況について、監督職員を通じて検査職員に提出しなければならない。
5 追加事項5 市内企業及び資材活用促進について	(1) 受注者は、下請契約を締結及び資材を調達する場合は、当該契約・調達先として市内業者を優先的に採用するよう努めること。なお、市内業者とは、石巻市内に本店・支店を置く事業者をいう。
6 追加事項6 工事検査書類の簡素化等について	(1) 受注者は、工事を進めるにあたり、「完成書類一覧」や「完成書類の主な注意点」に基づき、作成書類の簡素化等に努めること。 以下の石巻市ホームページを参考すること。 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/20240402103038.html
7 追加事項7 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について	1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。 2. 調達検討資材については、受発注者による協議により決定するものとする。 3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を通常よりも高額な価格で調達した場合 4. 受注者は、本工事で使用した調達検討資材すべての証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

【別添2】 調達検討資材にかかる差額算出表(参考)

[illegible]